

## 知 事 意 見 ( 要 綱 )

山王台地開発事業に係る環境影響評価準備書について、井原市長及び関係地域住民並びに岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、それぞれ検討し適切に対処するとともに、検討結果を環境影響評価書に反映させること。また、事業の実施に際しては、環境影響評価準備書で明らかにした環境保全対策の実施はもとより、環境保全上必要な措置を講ずることとされたい。

### 記

#### 【 総 論 】

##### 1. 基本的事項について

この環境影響評価は、立地する福祉施設及び企業が確定していない段階のものであるので、福祉施設及び企業の決定に当たっては、本環境影響評価との整合に留意すること。

##### 2. 自然環境について

自然保護に関する詳細事項は、岡山県自然保護条例に基づき岡山県及び井原市と自然保護措置について協議すること。

##### 3. 工事中の対策

工事に当たっては、環境保全のための作業マニュアルを作成し、工事関係者に対し徹底すること。

##### 4. 地元理解

周辺住民に対して、今後具体化する工事計画、環境保全措置等の内容を適宜十分に説明するなど、理解と協力を求めながら適切に事業を進めること。

##### 5. 環境管理

環境管理計画に基づき、当該事業が環境に及ぼす影響を把握し、その結果を事業の実施に反映させるなど、地域の環境保全に万全を期すること。

## 【 各 論 】

### 1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨とする環境要素

#### (1) 大気質

- ア 工事中及び供用後において、井原大気環境測定局の測定結果を調査検証することにより、事業の管理に適切に反映させること。
- イ 工事用車両の運行に当たっては、待機時間のアイドリング・ストップ実施はもとより運行計画は合理的なものとする事。
- ウ 工事中の資材搬入車両の通行、建設機械の稼働に伴う粉じんの発生を防止するため、散水等の対策を十分講ずること。

#### (2) 騒音・振動

- ア 工事中はもとより、工場等の供用後においても、関連車両の運行により発生する騒音及び振動については、福祉施設の設置も計画されていることから、影響を可能な限り低減するよう配慮すること。  
また、発生交通量を抑制するため、井原駅へのアクセス等、公共交通機関の整備について、特に積極的に推進するよう関係機関に要請すること。
- イ 騒音及び振動について、工事中及び供用後に、近隣民家等において測定調査を行い、その結果を速やかに施工管理、施設管理に反映させるとともに、必要に応じて防音壁の設置等の対策を講ずること。
- ウ 民家付近での工事については、あらかじめ適切な防音措置を講ずること。
- エ 発破作業による影響について、予測・評価を行い、発破作業を行う場合は、必要最小限の薬量で実施するなど騒音・振動の低減に努めること。  
また、必要に応じ防音シートの展張等の保全措置を講ずるとともに、実施時間等を事前に周辺住民に周知すること。

#### (3) 水質

- ア 工事に当たっては、造成規模に対して貯水能力に余裕のある沈砂池を設置し、濁水の発生防止を図るとともに、公共用水域への影響がないよう十分監視すること。
- イ 供用後の雨水排水の放流については、流域を大幅に変更しないよう留意すること。

#### (4) 地下水

- 造成工事等により水脈が変化し、井戸水の利用に影響を与えるおそれがあることから、井戸の利用状況及び水質等を事前に十分把握の上、必要に

応じ、地下水位の低下などについて監視し、適切に対応すること。

(5) 光 害

夜行性の昆虫の好生息地が隣接する場合には、住居街路灯等の夜間照明の設置に当たって、上方及び水平方向へ光が漏れない構造とするとともに、光源については昆虫の誘引抑制効果が認められるものを採用すること。

2. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨とする環境要素

(1) 動 物

ア コクロデオキノコムシ（デオキノコムシ科）の保全対策については、必要に応じ学識経験者の指導を得て適切に実施するとともに、その後の生息環境の保全に努めること。

イ カスミサンショウウオ等への影響を防止するため、工事中の土砂流出防止対策を十分講じ、その後の生息環境の保全に努めること。

ウ 新たに造成するカスミサンショウウオの産卵池については、周辺の山林も含めて良好な自然環境が維持できるように配慮すること。

エ 法面などに植栽される樹種の選定に当たっては、鳥類だけでなく昆虫類にも配慮すること。

オ 自然緑地に接する側溝については、小動物に配慮するため、有蓋構造又はスロープ付きの構造を採用すること。

(2) 植 物

ア 入り口部において、相当長大な切土法面が出現すると予測されるため、法面を極力縮小するような工法を採用すること。また、岩盤法面となることが予測されるため、法面の緑化については、必要に応じ学識経験者の指導を得て適切に実施すること。

イ 造成により生じる法面については、この地域の潜在植生に配慮し、郷土樹種による緑化を行い、自然植生の早期回復に努めること。

ウ 造成森林の植栽木については、生育に必要な水分量等を勘案の上、立地環境を吟味し、盛土法面の斜面下部などに植栽するよう配慮すること。

エ 造成法面における播種工については、生残・定着率を確保するために、草本種子数に十分留意し、草本が密生しないよう留意すること。

オ 播種による緑化については、粗な樹木植栽を併用することにより、確実な樹木の成立に努めること。

(3) 生態系

昆虫類の典型性注目種については、計画地内で確認された種群の中から選定するとともに、その後の生息環境の保全に努めること。

3. 地域の景観の保全及び人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨とする環境要素

(1) 景観

ア 公共事業等景観形成基準（平成元年岡山県公告第 623 号）に基づいて、計画地全体にわたって、周辺景観との調和が図られるよう、十分に配慮されたい。

イ 法面の緑化を積極的に行うとともに、工場、福祉施設等の構造物については、形態、意匠及び色彩に配慮し、周辺景観との調和を図ること。

(2) 文化財

岡山県教育委員会等の関係機関と協議の上、事前に埋蔵文化財の詳細な分布調査等を実施し、その結果に基づき適切な措置を講ずること。

4. 環境への負荷の低減を旨とする環境要素

立地する企業及び福祉施設に対し、省資源、省エネルギー、輸送の合理化など、地球環境保全の視点に立った対策に積極的に取り組むよう働きかけること。

## 山王台地開発事業の概要、関係地域住民への周知結果

### 1. 事業計画

#### (1) 事業の名称

山王台地開発事業

#### (2) 事業者

井原市土地開発公社

#### (3) 事業目的

住宅地、福祉施設用地及び企業用地等を整備することにより、定住人口の確保を図るとともに、地域の活性化に資する。

#### (4) 事業計画地

##### ア 位置

井原市上出部町地内

##### イ 状況

井原市の中心部から、南に約1kmの地点に位置する標高200m以下の丘陵地である。土地利用状況としては、山頂部、緩傾斜地を利用した畑作・果樹栽培や、平地での稲作など、農用地としての利用が主である。

#### (5) 土地利用

単位：ha（％）

現 況		計 画	
畑	24.8（69.7）	住宅地	6.5（18.2）
山林	4.0（11.2）	福祉施設用地	4.9（13.8）
田	2.2（6.2）	企業用地	1.7（4.8）
その他	4.5（12.9）	その他	22.4（63.2）
合計	35.5（100.0）	合計	35.5（100.0）

(6) 計画諸元

項目	計 画 概 要	
開発区域 面積	355,089m <sup>2</sup>	
工事着工 年度	平成12年度より着工予定	
供用開始 年度	住宅地	戸別住宅：平成14年度分譲開始 平成19年度分譲完了予定 集合住宅：誘致企業操業開始時まで供用開始予定
	福祉施設 用地	平成14年度より順次供用開始 平成19年度完了予定
	企業用地	平成14年度供用開始 平成16年度より誘致企業操業開始予定
事業内容	住宅地	・戸別住宅（202区画、1,010人） ・集合住宅（1区画、150人）
	福祉施設 用地	・老人福祉施設（収容人員375人、従業員68人） ・身体障害者福祉施設（収容人員107人、従業員28人）
	企業用地	・誘致企業（1区画、衣服・その他の繊維製品製造業、従業員200人）

(7) 移動土量及び工期

移動土量：切土、盛土とも約103万立法メートルで、計画地内でバランスをとっている。

工 期：24カ月（造成工事）

2. 関係地域住民への周知結果

(1) 公告の方法

- ・関係地域の全戸（山王地区、神戸坂地区、宮ノ端地区、大谷地区及び向山地区計89戸）を対象に、自治会等を通じ、事業概要等を記載した準備書要約書を配布した。
- ・井原市広報1月号に、準備書の縦覧及び説明会の開催について掲載した。

- (2) 縦覧期間：平成12年1月18日（火）～2月7日（月）（土、日曜日を除く。）
- (3) 縦覧場所：井原市土地開発公社、井原市保健センター
- (4) 縦覧者数：12人
- (5) 説明会：平成12年1月21日（金）19時～21時 山王公民館  
平成12年1月27日（木）19時～21時 向山公民館
- (6) 説明会出席者数：  
・山王公民館：18人  
・向山公民館：10人
- (7) 関係地域住民からの意見書の提出：なし